

00662

# 鳥取県公報

昭和二十七年一月八日 火曜日  
第二千二百七十五号

本篇ノ大キサヘ國定規格A五判

## ◆鳥取縣告示第三号

昭和二十二年閏令、内務省令第一号第八條第一項の規定により八頭郡八東村長及び同議會議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十七年一月八日

記

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十七年一月九日から

昭和二十七年一月十三日まで

私立學校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十一條及び第六十四條の規定により私立學校第六十四條第一項の法規として鳥取縣兼治郡倉吉町大字岡田一三七番地学校法人鳥取縣自動車技術員養成所寄附行為を昭和二十七年一月八日村認可した。

昭和二十七年一月八日

鳥取縣告示第ニ号

西 尾 愛 治

00663

鳥取縣公報 第三種郵便物認可  
大正廿九年正月八日 (第三種郵便物認可)

◇鳥取縣告示第三号  
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八條の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

十本松 昭和二十七年一月八日

西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 第三号	昭和二十六年十一月二十二日	有限公司 浜本組	日野郡江尾町大字江尾一九二二	浜本 政記
第一六号	昭和二十六年十一月二十二日	谷 口 組	日野村大字下樺二二一	谷口 千松
第三二号	昭和二十六年十二月六日	田 辺 組	日野上村大字八戸一、一八九	田辺 喜一郎
第三五号	昭和二十六年十二月六日	平賀建設株式会社	根雨町大字濁谷	平賀 傳一
第四三号	昭和二十六年十二月六日	山陰建設株式会社	八頭郡郡家町大字郡家二五五	八田 千代
第一号	昭和二十六年十一月十日	鳥取市瓦町二四四	鳥取市瓦町二四四	

昭和二十七年一月八日印刷  
昭和二十七年一月八日發行

鳥取県公報

(昭和四年四月十五日)  
(第三種郵便物認可)

行 營業者 鳥取市 東町  
刷 所 鳥取縣 鳥取市 東町  
印 刷 所 鳥取縣 印刷所